

議案第22号

鹿屋市大隅広域夜間急病センター条例の一部改正について
鹿屋市大隅広域夜間急病センター条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市大隅広域夜間急病センター条例の一部を改正する条例
鹿屋市大隅広域夜間急病センター条例（平成22年鹿屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「内科」の次に「、外科」を加える。

第4条第2項中「ときは、」の次に「診療科目ごとに」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

大隅広域夜間急病センターの診療科目に外科を導入したいので、本案を提出するものである。